⑹　［略］
⑺　株式等の状況
第五号様式記載上の注意⑯から㉒までに準じて記載すること。
⑻　株価の推移
第五号様式記載上の注意㉓に準じて記載すること。
⑼　役員の状況
第五号様式記載上の注意㉔に準じて記載すること。
⑽　［略］
⑾　経営方針、経営環境及び対処すべき課題等
ａ　当中間会計期間において、提出会社が経営方針・経営戦略等又は経営上の目標の達成状況を判断するための客観的な指標等を定めている場合における当該経営方針・経営戦略等又は当該指標等について、既に提出した有価証券報告書に記載された内容に比して重要な変更があったとき又は新たに経営方針・経営戦略等又は経営上の目標の達成状況を判断するための客観的な指標等を定めた場合には、その内容及び理由を記載すること。
ｂ　当中間会計期間において、事業上及び財務上の対処すべき課題について重要な変更があった場合又は新たに事業上及び財務上の対処すべき課題が生じた場合には、その内容、対処方針等を具体的に記載すること。
なお、財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針を定めている会社については、会社法施行規則（平成18年法務省令第12号）第118条第３号に掲げる事項を記載すること。
ｃ　将来に関する事項を記載する場合には、当該事項は当中間会計期間の末日現在において判断したものである旨を記載すること。
⑿　経営成績等の概要
ａ　当中間会計期間における経営成績及びキャッシュ・フローの状況について、前年同期と比較して分析的に記載すること。
ｂ　当中間会計期間における生産、受注及び販売の実績について、前年同期と比較して、セグメント情報に関連付けて記載すること。
ｃ　生産能力、主要な原材料価格、主要な製商品の仕入価格・販売価格等に著しい変化があった場合、季節的変動が大きい場合、その他生産、受注、販売等に関して特記すべき事項がある場合には、セグメント情報に関連付けてその内容について記載すること。
ｄ　主要な販売先がある場合には、当中間会計期間の前中間会計期間及び当中間会計期間における相手先別の販売実績及び当該販売実績の総販売実績に対する割合を記載すること。ただし、当該割合が100分の10未満の相手先については記載を省略することができる。

［削る。］

⑹　［同左］
⑺　株式等の状況
第五号様式記載上の注意⑯から㉑までに準じて記載すること。
⑻　株価の推移
第五号様式記載上の注意㉒に準じて記載すること。
⑼　役員の状況
第五号様式記載上の注意㉓に準じて記載すること。
⑽　［同左］
⑾　業績等の概要
当中間会計期間における業績及びキャッシュ・フロー（中間財務諸表等規則第２条の２第４号に規定するキャッシュ・フローをいう。）の状況について、前年同期と比較して分析的に記載すること。

⑿　生産、受注及び販売の状況
ａ　当中間会計期間における生産、受注及び販売の実績について前年同期と比較して事業部門等に関連付けて記載すること。また、当中間会計期間の前中間会計期間及び当中間会計期間における輸出高の総額及び総販売実績に対する輸出高の割合並びに輸出高の総額に対する主要な輸出先国又は地域別の輸出の割合を記載すること。ただし、総販売実績に対する輸出高の割合が100分の10未満である場合には、記載を省略することができる。
ｂ　生産能力、主要な原材料価格、主要な製商品の仕入価格・販売価格等に著しい変化があった場合、季節的変動が大きい場合、その他生産、受注及び販売等に関して特記すべき事項があるときは、事業部門別に関連付けてその内容について記載すること。
ｃ　主要な販売先がある場合には、当中間会計期間の前中間会計期間及び当中間会計期間における相手先別の販売実績及び当該販売実績の総販売実績に対する割合を記載すること。ただし、当該割合が100分の10未満の相手先については記載を省略することができる。
⒀　経営方針、経営環境及び対処すべき課題等
ａ　当中間会計期間において、提出会社が経営方針・経営戦略等若しくは指標等（経営上の目標の達成状況を判断するための客観的な指標等をいう。以下ａにおいて同じ。）を定めている場合における当該経営方針・経営戦略等若しくは指標等に重要な変更があったとき又は新たに経営方針・経営戦略等若しくは指標等を定めた場合には、その内容を記載すること。